

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ 開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会」（「懇談会」という。）の下に開催されるWGとして、個人番号カード及び公的個人認証サービスを普及推進するため、個人番号カード等の具体的な利活用方策等の検討を行う。

2 名称

本WGは「個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ」と称する。

3 検討内容

個人番号カードの具体的な利活用方策及び普及促進策、地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策、海外在留者に対する行政サービスの提供方法等について検討を行う。

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、懇談会座長が指名する。本WGの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、本WGの検討を促進するため、必要に応じて「サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を開催することができる。
- (7) 本WGにおいて検討された事項は、主査がとりまとめ、これを懇談会に報告する。
- (8) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 本WG及び使用した資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) WG終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 スケジュール

本WGは、平成27年10月から開催する。

7 事務局

本WGの庶務は、自治行政局住民制度課において行うものとする。